

9 月は突然発生するカビに要注意！

みなさん先月も暑い中での作業本当にお疲れさまでした。この酷暑を乗り切っていただけて感謝感謝です。

まだまだ残暑は残っていますが少しずつカンカン照りが落ち着き、過ごしやすくなっていく 9 月ですが、実は我々清掃業にとって少し気が抜けない季節でもあります。

というのも9月は「台風」や「秋雨前線」の影響で意外と雨が多く湿度が高くなりやすいですし、落ち葉が増える時期でもあります。



夏にフル稼働したエアコンの内部や風通しの悪い水回りなど夏にたまった汚れと秋の湿気が合体するとあっという間にカビが発生してしまいます。

いつもより「換気」と「水気の拭き取り」を意識するとカビの抑止と仕上がりが劇的に変わります。

カビの発生は我々の大敵ですが、お客様から「さすがプロ！細かいところまで気づいてくれる！」とお褒めの言葉をいただけるチャンスでもあります。

この時期はいつも通りの作業ではなく広い視点で現場を注意して観察してくださいね！



そして日常清掃内での対応が難しいと判断したときは会社に相談してください。

皆さんが現場で気づいてくれたことをもとに定期清掃で対応したり特別清掃の提案をお客様にしたりします。

実際、皆さんの気づきで空調機の洗浄や床面洗浄が決まったことがあります。

是非皆さんの細かい気づき力を発揮してくださいね！

また 9 月は寒暖差が大きくなる時期でもあります。

昼間はちょうどいいけれど朝の出勤時はちょっと肌寒いなんてこともふえてきますよね。

この時期は脱ぎ着しやすい薄手の肌掛けを 1 枚カバンに入れておくと体温調節ができとても便利です。

秋口の体温調節は自律神経を整えるのにとっても大事な行動です。ぜひ実践してみてください！

それでは今月も皆さん宜しくお願いします!(^^)!



メンテナンス部 係長 天野勝一



オネストのホームページは毎月 1 回以上の更新があるので見てみてくださいね

研修会の様子もUPしていますので要チェックです👁️

【社内業務連絡】

2026 年 8 月 入社者 2 名・退職者 3 名でした

9 月からも 1 物件新規受注スタート！現在の求人情報は右の QR コードに最新の求人情報が載っています。覗いてみてください👁️🎵



よろしくお願いします



休み希望について 何度もお願いしておりますが.....

シフトが手元に届いてからの休み希望の追加や変更はしないで済むように前月 4 日までにご連絡ください。

また、シフト制の現場勤務の方は 4 日以上複数の日の休み希望もご遠慮ください。多数の休み希望を出される方がいるとその方の出勤にあわせてその他の方の出勤の調整をすることになりトラブルになりかねません。（シフト現場での休み希望は原則 1 カ月に 3 日分までとさせていただきます）

一人現場の方で休み希望が頻発する方は補勤や代行の調整がつけやすい現場への移動となる可能性も出てきますので再度ご認識ください。

年内に満 7 4 歳を超えられる方 雇用契約に伴う面談が開始です！！



今月中旬より順に面談者が現場へ行きます。12 月末を以って契約満了とし更新を希望しない方はその際に直接お伝えください。また、面談は勤務に合わせて担当者が伺います。（事前連絡はありません）

仕事に向き合う姿勢・本人の意欲・指示や教育への理解力・対応力・体力・身体能力・細やかな気配り・勤務することに対して家族の同意を得られているのか.....など総合的に調査させていただきます。



体調不良者続出中！！！！

【熱中症のようなしんどさ】【コロナに罹患しました】【風邪をひきました】【ねん挫しました】など、不思議なもので多方の現場から一斉に体調不良者や負傷者が相次いでおります。

季節の変わり目はどうしても体調不良者が出やすくなります。くれぐれもご自愛ください。

カスタマーハラスメント対策について（相談窓口について）



2026 年 10 月より 106 万の壁撤廃・最低賃金の改定・酒税の一本化・たばこ税の適正化・日本郵便の運賃改定・食品 3033 品目の値上げなど 改定される事柄がたくさんあります。

その中にカスタマーハラスメント対策の義務化があります。詳しくは別紙をご確認ください。

これは顧客や取引先などから従業員に対して行われる不当な言動や過剰な要求を指します。2025 年 6 月 4 日に成立した改正労働施策総合推進法により、2026 年 10 月 1 日から、従業員を 1 人でも雇用するすべての事業者は、カスハラ対策を講じる義務を負うことになりました。

これにより従業員が被害を相談できる窓口を設定いたしました。

弊社の相談口は一本化させていただきますのでカスタマーハラスメントの被害を感じられた方は天野司（072-908-6363・080-5366-3398）までご相談ください。



カスハラ定義

厚生労働省の指針では、カスハラは以下の 3 要素を満たす場合に該当します

行為者：顧客・取引先・来訪者など「顧客等」からの言動

許容範囲を超えているか：社会通念上、許容される範囲を超えている

影響：労働者の就業環境が害されている

※正当なクレームや合理的な指摘はカスハラには含まれません。